

米国(アメリカ)の法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

アメリカ合衆国（以下「米国」という）の法制度は、実際上、日本を含む世界中の国・地域の法制度に大きな影響を及ぼしている。とくに日本法に対して大きな影響を及ぼしたのは、第二次世界大戦後である（たとえば、憲法、刑事訴訟法、独占禁止法等）。その意味で、米国の法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

米国の法制度は、いわゆる英米法系に属する²。英国から独立した13の植民地では、英国で教育を受けた法曹がほとんどであったため、英国流のコモン・ロー等の法制度が適用され、裁判所の下した判例が第一次的法源とされた。しかし、英国からの独立を果たした後は、米国は独自の発展を遂げてきたため、現在では、米国法と英国法³の相違点はかなり多くなっている。

米国は連邦制の国家であり、米国の法制度は、連邦・各州の判例及び制定法から構成される。本稿は、基本的に、連邦法を対象とする。

II 憲法

1 総説

独立戦争後の米国では、13の邦が連合規約を締結して諸邦連合を形成したが、諸邦連合の行政府である連合会議の権限はかなり制限されたものにすぎなかつたため、財政難と治安の混乱が生じた。そこで、連合規約の改訂に向けて検討が行われたが、強力な連邦政府を目指すフェデラリスト（Federalists）と、これに反対するアンチ・フェデラリスト（Anti-Federalists）との対立が生じた。ジェームズ・マディソン（James Madison, Jr.）等により作成された合衆国憲法草案は、9邦の批准を受け、1788年に発効した。1789年には、第1回合衆国議会において、第1修正から第10修正の権利章典（Bill of Rights）の追加が可決され、1791年に発効した。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 但し、ルイジアナ州は、フランスの植民地であったことから、大陸法たるフランス法の影響を受けている。

³ 本稿において「英國法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

世界最古の成文憲法である合衆国憲法は、モンテスキューの三権分立思想等の影響を受け、抑制均衡型の厳格な三権分立を定めた。その背景には、合衆国憲法の起草者が、連邦の権限が強くなりすぎて州の権限が制約されることをおそれたということもあった。

合衆国憲法は連邦憲法であるが、この他に、各州においても州憲法が制定されている。合衆国憲法は、制定後、幾度も修正されている⁴。

2 統治機構

(1) 連邦と州

米国の法制度は、連邦法と州法に分かれる。

連邦法の規制対象は、「諸外国、各州間及びインディアン部族との通商を規制すること」、「著作者及び発明者に一定期間それぞれの著作及び発明に対し独占的権利を保障すること」によって学術及び技芸の進歩を促進すること、「破産に関する法律を定めること」等のように限定例挙されている。連邦の権限とされた事項以外のものは、全て州法の規制対象である。

州も、独自の憲法及び統治機構を有する。州法は、憲法・連邦法・条約に反するものであってはならない。各州が条約を締結すること、貨幣を鑄造すること、私権剥奪法、遡及処罰法又は契約上の権利義務を損なう法律を制定すること、貴族の称号を授与すること等は、州法で定めることが禁止されている。憲法及び制定法が存在しない事項については、コモン・ローが法源となる。日本法における民法、刑法、商法、会社法等は、米国では、連邦ではなく、州の権限に属し、州法により規律される。従って、各州の州法や判例によって規制内容が異なる。しかし、各州の州法や判例によって規制内容が大きく異なることは不便であるため、各州の規制をできるだけ統一するため、米国法律協会（American Law Institute）がいくつかのリステイメント（Restatement）を策定・公表している。リステイメントとは、同協会が、契約法や不法行為法等の重要な法分野につき、各州の判例法の現状を整理・分析し、概ね共通理解となっている内容を、注釈を付けた法典のような形式で策定・公表したものである。法律そのものとしての効力は認められないものの、実際上、判決において第2次資料として引用されるほど高い信頼性・権威性を獲得している。

(2) 議会

合衆国憲法は、厳格な三権分立制を採用しており、立法機関、行政機関及び司法機関は完全に分離されている。例えば、議会（Congress）が大統領を選出したり、大統領が議会を解散したりする権限は無い。

連邦議会は、上院（Senate）と下院（House of Representatives）の二院制となっている。

⁴ 合衆国憲法の日本語訳は、例えば、『米国司法制度の概説』（米国大使館／アメリカンセンター・レファレンス資料室、2012年）177～203頁に掲載されている。

<https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3337/>

なお、州議会は、一院制の州と、二院制の州がある。

上院の定数は 100 議席であり、各州から 2 名の上院議員が 6 年の任期で一般投票により選出される。議席配分は、州の人口及び面積等に関わらず、各州で一律 2 名となっている。

下院の定数は 435 議席であり、議員は一般投票により直接選出される。議席は各州の人口比に応じて配分される。

連邦議会は、法律を制定する権限を有する。上院と下院それぞれの過半数（但し、大統領が拒否権を行使した場合は 3 分の 2）が法案の採択に賛成した場合、法律が成立する。

「合衆国法典」（United States Code (U.S.C.)）は、連邦の制定法を集大成して系統的に配列したものであり、法律そのものではない⁵。

（3）大統領

大統領（President）は執行権を有する。行政府には、閣僚を長とする 15 の省があり、その傘下には、多数の局、庁等の組織がある。

大統領となるためには、出生時に合衆国市民であること、35 歳以上であること、14 年以上合衆国に居住していること等が必要である。

大統領の任期は、4 年である。3 選は禁止されている。

大統領の選出方法は、間接選挙による。まず、各州における選挙で大統領選出人が選出され、その後、大統領選出人が投票により大統領を選出する。原則として、ある州で勝利した大統領候補者は、当該州の大統領選出人すべてを獲得できるというシステムが採られている。

大統領の有する執行権の範囲・内容は必ずしも明確ではないが、合衆国憲法は大統領にいくつかの権限（例えば、軍の最高司令官としての権限、外交関係を処理する権限等）を付与している。

（4）裁判所

合衆国には、連邦裁判所及び州裁判所がある。両者の関係が問題となるが、連邦政府と州政府がそれぞれ独自に別々の裁判所を有するという二元的な裁判制度を採用している。

連邦裁判所には、連邦地方裁判所（United States District Court）、連邦控訴裁判所（United States Court of Appeals）、連邦最高裁判所（Supreme Court of the United States）の 3 段階がある。連邦裁判所は、①合衆国が当事者となる事件、②合衆国憲法、連邦法及び条約の下で発生するすべてのコモン・ロー及びエクイティ上の係争事件、③異なる 2 つの州に居住する市民間の訴訟である「州籍相違」事件を管轄する。また、連邦裁判所は、①特許権、商標権、著作権に関する事件、②海事事件、③破産事件、④連邦独禁法事件、⑤大使等の外交使節に関する事件、⑥合衆国が訴訟の一当事者である事件について、独占的管轄権を有する。他方、州裁判所の構成等は、各州で異なるが、多くの州では、三

⁵ 前掲『米国司法制度の概説』8 頁。

審制を探っている。

1803 年のマーベリー対マディソン事件 (*Marbury v. Madison*, 5 U.S. 137(1803)) において、連邦最高裁判所は、同裁判所が合衆国憲法の最終的な有権的解釈権を有することを認め、合衆国憲法により保障された人権が州法により侵されていると判断した場合には、その州法を違憲・無効とすることができる、即ち、違憲法令審査権を有することを認めた。その後も、連邦最高裁判所は、さまざまな事件において、合衆国憲法に規定された「州際通商条項」の解釈等により連邦の権限を拡大してきた。

州際通商条項は、「州際通商」の解釈如何により、連邦の権限を広く捉えることを可能にするものであった。例えば、1824 年のギボンズ対オグデン事件 (*Gibbons v. Ogden*, 22 U.S. 1, 186, 6 L. Ed. 2d 23 (1824)) では、「州際通商」とは、複数の州にまたがる全ての商業上の交流を含むと解釈されたため、それ以来、「州際通商」は、連邦議会の権限拡大のために利用され、多くの連邦法が制定されることとなった。州際通商条項は、どのようにでも解釈できる概念であり、どのような法令でもその目的と「州際通商」の規制との間にもっともらしい関係を考え付くかもしれないとの指摘がある⁶。

米国法では、英國法と同様、ある事件において過去に下された判決は、その後の類似の事件において、法源となり、同様の判決が下されなければならないという「先例拘束性」 (*stare decisis*) の原理が採用されている。但し、先例たる判決の中で規範的効力があるのは「判決理由」 (*ratio decidendi*) の部分であり、「傍論」 (*obiter dictum*) の部分ではないこと、過去の先例は必ずしも判例集として整備されていないこと、議会の制定する法律により過去の先例につき修正等の変更を加えることができること、合理的な理由を説明することができれば必ずしも先例に従わなくてもよいこと、先例拘束性の原理は主にコモン・ローについてのこと等に留意する必要がある。

他方、エクイティ (*equity*) とは、「衡平法」とも呼ばれ、コモン・ローで解決されない欠陥に適用され、裁量的に救済することで発達した法準則である。

3 人権

1789 年には、第 1 回合衆国議会において、第 1 修正から第 10 修正の権利章典 (Bill of Rights) の追加が可決され、1791 年に発効した。その後、幾度にもわたり、修正条項が追加されていった。

合衆国憲法における現在の人権規定としては、次のものがある⁷。①修正 1 条 (信教・言論・出版・集会の自由、請願権)、②修正 2 条 (武器保有権)、③修正 3 条 (兵士宿営の制限)、④修正 4 条 (不合理な搜索・押収・抑留の禁止)、⑤修正 5 条 (大陪審、二重の危険、適正な法の過程、財産権の保障)、⑥修正 6 条 (刑事陪審裁判の保障、被告人の権利)、⑦

⁶ 前掲『米国司法制度の概説』10 頁。

⁷ 日本語訳は、アメリカンセンターJAPAN の下記ウェブページの記載を参照した。

<https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2569/>

修正 7 条（民事陪審裁判を受ける権利）、⑧修正 8 条（残酷で異常な刑罰の禁止）、⑨修正 9 条（国民が保有する他の権利）、⑩修正 10 条（州と国民に留保された権限）、⑪修正 11 条（州に対する訴訟と連邦司法権）、⑫修正 13 条（奴隸制の禁止）、⑬修正 14 条（市民権、法の適正な過程、平等権）、⑭修正 15 条（選挙権の拡大）、⑮修正 16 条（連邦所得税）、⑯修正 17 条（上院議員の直接選挙）、⑰修正 19 条（女性参政権）、⑱修正 21 条（禁酒修正条項の廃止）、⑲修正 22 条（大統領の三選禁止）、⑳修正 23 条（コロンビア地区の大統領選挙人）、㉑修正 24 条（選挙権にかかる人頭税の禁止）、㉒修正 26 条（投票年齢の引下げ）。

上記のことから分かることおり、合衆国憲法には、社会権規定は存しない。

III 民法

米国には、ドイツやフランスの民法典のように明確で確立された民法体系は無い。主にコモン・ローにより形成された米国の民法を説明する場合、一応、以下のように、「契約法」、「不法行為法」及び「財産法」に分けることが理解に資するであろう。

1 契約法

米国では、契約法（Contract Law）は、各州において、法律が制定され、判例が形成されている。各州の契約法をできるだけ統一するため、契約法リストメントがある。

米国では「意思主義」が採られており、契約は両当事者の合意、即ち「申込」（offer）と「承諾」（acceptance）によって成立する。契約の成立には、必ずしも書面による必要はなく、口頭の約束でも足りる。しかし、両当事者間で合意があったといえるかどうかが、裁判所で争われることも多い。裁判所は、「約因」（Consideration）があれば、両当事者の合意、即ち、契約の成立を認めてきた。「約因」とは、「受約者が約束者に利益を与えるか、又は約束者が不利益を被ること」、又は「約束者に対し受約者が支払う対価」をいう⁸。裁判所は、実際上、極めて少額の約因であっても有効な約因であると認めてきた。

英国の 1677 年詐欺防止法（Statutes of Frauds and Perjuries）により、詐欺の訴訟を提起するためには、何らかの書面が残っている必要があるとされた。この考え方は、ルイジアナ州を除く米国の各州に引き継がれている。

2 不法行為法

米国では、不法行為法（Tort Law）は、各州において、法律が制定され、判例が形成されている。各州の不法行為法をできるだけ統一するため、不法行為法リストメントがある。

不法行為法の対象の典型的な事例は、自動車交通事故であり、膨大な件数の紛争が発生している。

⁸ 『イギリス法入門〔第 2 版〕』（田島裕著、信山社、2009 年）47 頁。

そして、近時、大きな注目を集めているのは、製造物責任訴訟である。製造物責任訴訟が増加した原因は、陪審員が認める賠償額の大きさにある。損害賠償には、補償的損害賠償（修理費、治療費、入院費等のように、原告が実際に被った損失を補てんするための損害賠償）、及び懲罰的損害賠償（被告に対する懲罰のため又は同様の行為が2度と発生しないように警告するための損害賠償）がある。損害賠償額は、陪審の判断によっては、非常に高額になることがある。あまりにも高騰した賠償額及び根拠のない訴訟の増加を抑えるため、多くの州において、賠償額を制限する法律、根拠のない訴訟を提起した原告を罰する法律等が制定されている。

3 財産法

米国では、財産法（Contract Law）は、各州において、法律が制定され、判例が形成されている。各州の財産法は、主に不動産について規定しているが、契約法及び不法行為法に比べて、州ごとの違いが大きい。日本の不動産登記制度のような制度は無い。不動産の売主と買主は、それぞれ弁護士を選任・依頼して譲渡証書・権原証書を交付し、代金の精算を行い、完結行為が行われることにより、不動産の譲渡を行うことになる。

財産法に関する問題とされてきた土地利用規制に、都市計画のゾーニング（例えば、住宅地域、商業地域、工業地域というように、土地を用途別に区画して指定すること）がある。初期のゾーニング法に対しては、「正当な補償なしに私有財産を公共の利益のために取り上げてはならない」という憲法の規定に違反するとの理由で法的紛争が提起された。しかし、裁判所は、ゾーニング法は憲法の規定に違反しないとの立場を貫いてきた。今日では、一般に、ゾーニング法による都市計画は、秩序ある市街地の計画的発展のために必要なものと認識されている⁹。

IV 商法・会社法

米国では、民法と商法は截然と区別されているわけではなく、便宜上の区別であるにすぎない。本稿では、統一商事法典及び米国における事業運営の形態について述べる。

1 統一商事法典

1952年に、アメリカ法律協会（American Law Institute (ALI)）及び統一州法委員会全国会議（National Conference of Commissioners on Uniform State Laws (NCCUSL)）は、統一商事法典（Uniform Commercial Code (UCC)）を策定・公表した。統一商事法典とは、商事法分野に関する法案モデルであり、法律そのものではないが、州議会で議決されれば州法となる。実際、ルイジアナ州を除く各州において、統一商事法典が、若干の修正をされた上で、州法として採用されている。統一商事法典は、最近でも、頻繁に修正が行われ

⁹ 前掲『米国司法制度の概説』125頁。

ている。統一商事法典の主な内容は、売買、リース、流通証券、銀行預金及び取立て、資金移動、信用状、詐害的大量売却、倉庫証券・運送証券等、投資証券、担保取引等である。売買に関しては、売買契約の解釈、契約の成立、契約上の権利義務、債務不履行に対する救済等の内容が規定されている。

2 米国における事業運営の形態

米国における事業運営の形態としては、会社（Corporation）のほかに、パートナーシップ（Partnership）、有限責任会社（Limited Liability Company (LLC)）等もある。いずれの事業形態も、各州の州法によって規律されている。

第1に、会社がある。これは、日本の株式会社に相当するもので、会社の所有者たる地位が株式に表象されており、株主は出資額を限度とした有限責任のみを負い、株主は株式を自由に譲渡することができ、株主が変動しても会社は存続し、会社の所有と経営が分離されており、独立した法人格を有する企業組織体である。会社については、とくに、デラウェア州の会社法に基づき設立されたデラウェア州会社が最も多いといわれている¹⁰。その理由としては、①設立及び解散等の手続が比較的容易であること、②税金の負担が比較的軽いこと、③規制内容が経営陣に比較的有利で明確であること、④多数の裁判例が集積されていることが挙げられている¹¹。

第2に、パートナーシップがある。これは、二人以上の者が集まって、利益を目的として共同して事業を行うという形態である。通常は、パートナーシップ契約を締結する。パートナーシップは、会社のように独立した法人格を有しない。パートナーシップは、さらに、①ゼネラル・パートナーシップ（パートナーシップの経営に参加し、且つ債務に無限責任を負うゼネラル・パートナーのみからなるパートナーシップ）、及び②リミテッド・パートナーシップ（ゼネラル・パートナーと、パートナーシップの経営に参加せず、且つ有限責任を負うリミテッド・パートナーから構成されるパートナーシップ）に分かれる。

第3に、会社とパートナーシップの中間的な形態として、有限責任会社もある。これは、メンバーの責任は限定されており、独立した法人格を有する組織体である。有限責任会社の具体的な特徴は各州によって異なるが、有限責任会社が注目されたのは、企業レベルとその構成員レベルでの二重課税を回避できるという意味で、使い勝手のよい企業形態として認識されたためであった。

V 民事訴訟法

¹⁰ 米国の証券取引所に株式を上場している会社の半数以上（Fortune 500 に挙げられた会社の 64%）が、デラウェア州法人である。

http://corplaw.delaware.gov/jpn/facts_myths.shtml

¹¹ 吉川達夫・飯田浩司著『ハンドブック アメリカ・ビジネス法』（レクシスネクシス・ジャパン、2013年）78～79頁。

米国の裁判所制度は、連邦レベルと州レベルに分けられる。連邦レベルにおける裁判所としては、前述したとおり、①連邦最高裁判所、②連邦控訴裁判所、③連邦地方裁判所がある。そして、各州には、三審制の州と二審制の州があるが、各レベルの州裁判所が設置されている。

米国の弁護士制度は、法曹一元制を採り、裁判官、検察官は、弁護士から採用するという制度となっている。また、英国のような法廷弁護士（パリスター）と事務弁護士（ソリシター）の区別は無い。

米国の民事訴訟手続においては、公判よりも、公判前手続に長い時間要するのが通常である。公判前手続においては、ディスカバリー（証拠開示）が行われる。ディスカバリーは、裁判所は関与せず、当事者間で進められる。具体的には、①関係者を証人として任意の場所に呼び、宣誓の上、尋問を行い、証言を記録に残す「証言録取」（Deposition）、②相手方に書面で質問し、回答を求める「質問状」（Interrogatories）、③相手方の保有するあらゆる文書等の提出を求め、確認・複写を行う「文書等提出」（Production of Documents and Things）等が行われる¹²。ディスカバリーにより、特許侵害の具体的な状況、損害額等、提訴時には原告にとって明らかでない事項について確認することができる可能性がある。

どの裁判所に訴訟を提起するかは、実際上、訴訟当事者にとって重要な問題である。例えば、テキサス東部地区裁判所は、「ロケット・ドケット」（Rocket Docket）と呼ばれるように、迅速な審理が行われることで有名である¹³。しかし最近は、原告が自己に都合のよい裁判所を探して提訴する「フォーラム・ショッピング」は制限される傾向にある。

裁判による救済としては、コモン・ローでは金銭賠償が原則であるのに対し、エクイティでは差止命令及び特定履行が原則である。不法行為に基づく損害賠償請求訴訟では、懲罰的賠償が認められることがある（例えば、実際の損害額の3倍の賠償を認める等）。

審理においては、陪審による審理が行われることが多い。陪審員は、6名から12名である。例えば、特許権侵害訴訟においては、陪審は、侵害の有無及び損害額等の事実認定を行い、裁判官は、特許クレーム（請求項）の解釈を行う。陪審により認められる損害額は、とくに故意侵害により懲罰的賠償が認められるようなケースにおいては、巨額にのぼることがあり、その点がまさに、特許権侵害訴訟の原告の狙いとするところである。陪審制は、一般人にも法律の内容を理解しやすくするためのコモン・ローの重視、陪審員である一般人の拘束期間を短くするための迅速な裁判、一般人でも審理を理解しやすくするための当事者主義、直接主義、口頭主義、伝聞法則等の手続法上の諸原理を生み出していった。

米国の民事訴訟で発生する弁護士費用はかなりの高額になる傾向がある。例えば、100万ドルの侵害リスクのある特許権侵害訴訟の最低レベルの平均コスト（その大部分は弁護

¹² ウェブサイト『世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド』中の「アメリカ合衆国」の「侵害」43頁を参照。

<http://iprsupport.jpo.go.jp/miniguide/miniguide.html>

¹³ 通常、米国の連邦地方裁判所の第一審手続における提訴から公判までは、約2年間かかる。

士費用)は、約 65 万ドルであるといわれている¹⁴。特許権侵害の警告状を受領した企業は、高額の弁護士費用の支払を避けるため、和解で解決しようとする傾向がある。そこに目をつけたのが、パテント・トロールである。パテント・トロールは、「NPE」(Non-Practicing Entity) 又は「PAE」(Patent Assertion Entity)とも呼ばれ、自己が有する特許権に関する製造・販売等の事業を実際には行わず、他者からのロイヤルティの取得を主なビジネス・モデルとする主体をいう。パテント・トロールは、多くの場合、権利範囲の曖昧な機能クレームを含むソフトウェア特許に基づいて訴訟を提起し、和解金の獲得を狙う。米国における特許侵害訴訟のうち、40%以上がパテント・トロールによる提訴であるといわれている¹⁵。しかし、最近は、米国発明法 (AIA) 等の影響により、パテント・トロールによる提訴件数は減少傾向にあるといわれている。

VI 刑事法

犯罪には、重罪 (felony) 及び軽罪 (misdemeanor) という区分がある。重罪は、死刑又は刑務所への収監が刑罰とされている犯罪をいう (例えば、殺人、強姦等)。軽罪は、通常、刑務所への収監が 1 年未満の禁固とされている犯罪をいう (例えば、公共の場での酩酊、少額賭博等)。

1966 年に「ミランダ対アリゾナ州事件」で連邦最高裁が言い渡した判決によると、被疑者は、取り調べに先立って、①黙秘権があること、②いかなる供述内容も、法廷で、本人に不利に使用される可能性があること、③弁護人の同席を求める権利があること、④本人が弁護人を雇う経済力を有しない場合は、取り調べの前に、公選弁護人を付けてもらえること、を告知されなければならない (ミランダ・ルール)。

公判日までに検察官と被告人との間で、起訴内容及び刑の内容につき司法取引が成立した場合、公判が開かれずに事件が処理される。司法取引の際には、事実上、有罪答弁と引き換えに、①起訴内容の軽減、②別件起訴内容の取下げ、又は③量刑の取引が約束される。司法取引は、被告人が、自発的に且つ完全な理解に基づいて行う必要がある。裁判所は、被告人に対し、有罪答弁をした後になって考えを変えるチャンスを放棄することになることについて注意を喚起する必要がある¹⁶。

連邦大陪審又は予備審問により起訴すべきとの判断がなされた場合、連邦地方検事は、管轄地方裁判所において、起訴の手続を行う。起訴後、司法取引が行われない限り、連邦地方裁判所の裁判官が事実審理を行う。被告人は、陪審員による裁判を受ける権利等行使することができる。被告人が有罪とされる場合は、連邦地方裁判所の裁判官は量刑を決定する。被告人が無罪とされる場合は、検察官は控訴できず、被告人は釈放され、同じ犯

¹⁴ 前掲「アメリカ合衆国」の「侵害」50 頁を参照。

¹⁵ 前掲「アメリカ合衆国」の「侵害」21 頁を参照。

¹⁶ 前掲『米国司法制度の概説』101~104 頁。

罪を理由に再び裁判にかけられることはない（二重の危険の禁止）。

米国では、歴史的に、陪審制が重要な役割を果たしてきた。合衆国憲法は、①死刑又は自由刑を科せられる犯罪についての刑事事件における大陪審の審理を受ける権利（合衆国憲法修正5条）、②刑事事件における小陪審の審理を受ける権利（合衆国憲法修正6条）等を保障している。今日、英国においては陪審制が衰退しているが、米国では、現在でも陪審制が広く利用されている。陪審制は、訴訟手続における当事者主義、直接主義、口頭主義、集中審理、伝聞法則等に重大な影響を与えている。

民事訴訟と刑事訴訟の違いという点では、立証の水準の相違が指摘できる。即ち、刑事訴訟では、刑事被告人が「合理的な疑いの余地が無い程度」に立証された場合にのみ有罪となる。民事訴訟では、「証拠の優越」、即ち、どちらかといえば可能性があるという程度の立証で足りる。アメリカン・フットボールの元選手O・J・シンプソンは、カリフォルニア州において殺人容疑で起訴されたが、「合理的な疑いの余地が無い程度」の有罪の立証がなされなかったという理由で無罪となった。その後、被害者の遺族が、不法行為を理由に民事訴訟を提起したところ、「証拠の優越」により、不法行為の成立が認められ、損害賠償命令が下された。

VII 参考資料

以上、米国法の概要を簡単に紹介してきたが、米国法については、他の外国法の場合と比べ、圧倒的に多くの日本語の文献・論文等が、さまざまな法分野において公表されている。

米国法全般に関する参考文献としては、『米国司法制度の概説』（米国大使館／アメリカンセンター・レファレンス資料室、2012年）¹⁷が、比較的新しい内容が盛り込まれており、分量としても多すぎず、便利であろう。米国の法令及び判例を調査するためには、民間の有料データベース（Westlaw又はLexis）を利用するのが便宜である。米国の連邦法を無料で調査するための情報源としては、例えば、「Legal Information Institute」（Cornell Law School）が挙げられる¹⁸。

以上に述べてきたとおり、米国の法制度は、日本の法制度とは異なる点がかなり多い。また、米国が現実に世界をリードする大国であることと米国の法制度との間には必ずしも直接的な結びつきは無いと思われる。日本としては、法制度を改革する際に、米国の法制度を参考にすることはよいが、安易に米国の法制度の真似をすることは避けなければならない。実際、米国等の外国の法制度を参考として行われた最近の日本の法制度の改革は、失敗に終わっているものが少なくない（例えば、ロースクール制度、裁判員制度）。

¹⁷ <https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3337/>

¹⁸ ウェブサイトのURLは以下のとおり。

<https://www.law.cornell.edu/uscode/text>

判例法を中心とする米国の法制度は、日本の法制度とは異なる法的概念が用いられることがある、成文法を主とする日本の法体系を学んだ者にとっては、米国法には、とつつきにくい面があることは否定できない。しかし、米国の法制度の世界各国への影響力の大きさを考えると、今後も、米国の法制度の動向については注視していく必要があろう。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.45 No.5』（国際商事法研究所、2017年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第1回 米国」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。